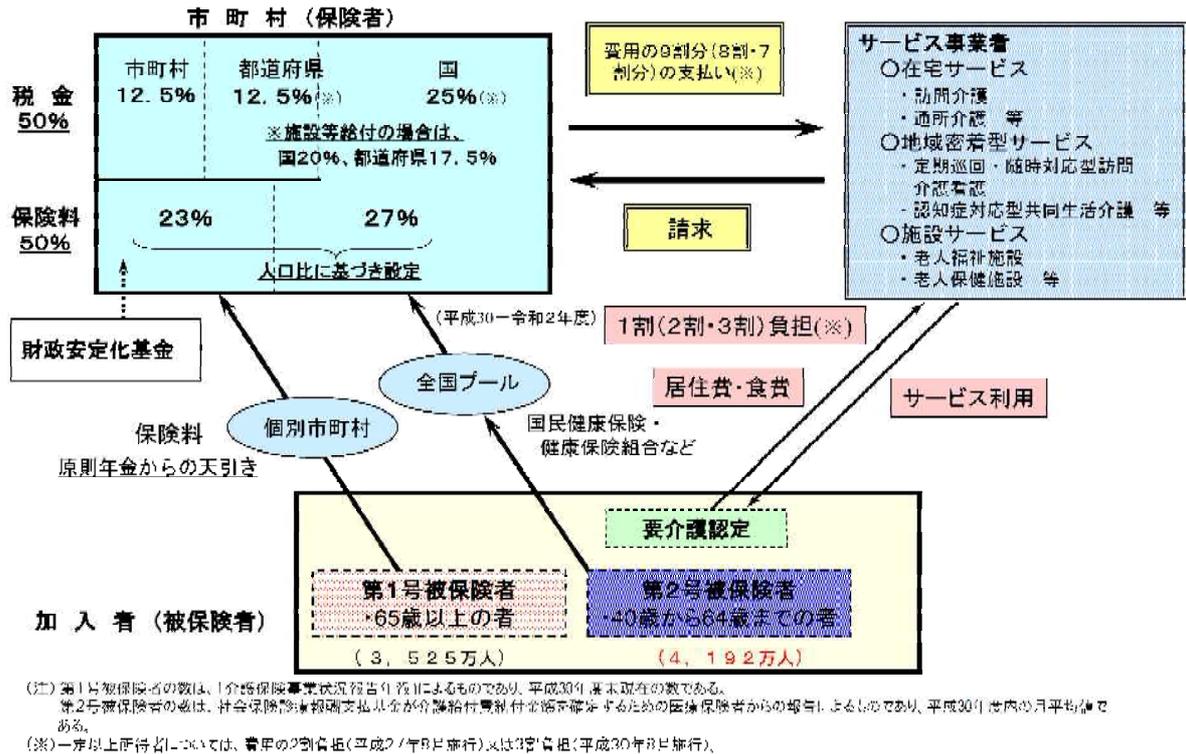


介護保険制度の仕組み



介護保険事業計画は、

補助事業実施するためのメニューや方向性だけを規定するものではない

保険者である市町村が、介護保険を実施するための実行計画として、定めるもの

法に基づく介護給付等の介護保険事業を行うため、介護保険事業計画において給付の見込量を定め、その財源となる第1号被保険者の保険料を決定の上、保険料を徴収する。

$$\text{第1号被保険料} = \frac{\text{計画期間 (R6~R8) 中の介護給付見込総額} \times 23\%}{\text{第1号被保険者数}} \div 3$$

介護保険法【抜粋】

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として定める区域ごとの各年度の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、8期指針：令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参考する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール

年月	市区町村	都道府県	国	(参考)
令和5年8月	サービス見込量等の設定作業開始	介護療養病床・医療療養病床の転換意向調査の結果を市町村に提供	課長会議配信(第9期基本指針案を提示) 推計ツール確定版14.0次リリース 推計ツール操作方法等の説明動画配信	
9月	推計作業	・都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催	推計ツール確定版14.5次(推計機能強化)リリース	
10月	第1回サービス見込量の提出	第1回サービス見込量の提出	第1回サービス見込量集計	人材推計シート配布(予定)
11月	都道府県との調整(ヒアリング等)	市町村、国(地方厚生局)との調整(ヒアリング等)	集計を踏まえた推計に当たっての留意事項を事務連絡 地方厚生局を通じた都道府県ヒアリング 推計ツールに人材推計機能を追加 調整交付金関係の確定係数を設定	
12月	第2回サービス見込量、必要利用定員総数の提出	第2回サービス見込量、必要利用定員総数の提出	ヒアリングを踏まえた推計に当たっての留意事項を事務連絡 第2回サービス見込量、必要利用定員総数の集計	第1回人材推計集計(予定)
令和6年1月			報酬改定率、制度見直しに係る係数を設定	
2月	介護保険事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告		
3月	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の提出	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の提出	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の集計	第2回人材推計集計(予定)
4月	第9期介護保険事業計画スタート			

介護保険サービスの体系1(県指定)

(令和5年4月データ)

サービス			利用者数	施設・事業所数
訪問系	訪問介護(ホームヘルプ) 介 予	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行う	10,928	449
	訪問入浴介護 介 予	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護や、介護予防を目的とした入浴の支援を行う	371	35
	訪問看護 介 予	疾患等のある方に、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う	7,054	213
	訪問リハビリテーション 介 予	居宅での生活行為向上のため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行う	3,212	40
	居宅療養管理指導 介 予	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う	11,671	15
通所系	通所介護(デイサービス) 介	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行う	12,779	333
	通所リハビリテーション 介 予	老健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う	16,616	11
短期滞在系	短期入所生活介護 介 予	介護老人福祉施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行う	3,226	200
	短期入所療養介護 介 予	老健施設や医療施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行う	769	9
その他	福祉用具貸与 介 予	日常生活の自立を助けるための福祉用具や、介護予防に役立つものの貸与を行う	34,853	119
居住系	特定施設入居者生活介護 介 予	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を行う	1,819	58
施設系	介護老人福祉施設 介	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者に、食事、入浴排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行う	9,555	169
	介護老人保健施設 介	病状が安定した高齢者に、在宅に向けたリハビリに重点を置き、医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う	5,912	88
	介護療養型医療施設 介	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者に、医療、療養上の管理、看護などを行う	89	6
	介護医療院 介	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する	1,092	29

(注)1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、令和5年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和5年4月1日現在の県指定数

※ 指定数は医療機関のみなしを除く

5

介護保険サービスの体系2(市町村指定)

(令和5年4月データ)

サービス			利用者数	施設・事業所数
訪問通所・短期入所系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の対応を行う	1,003	21
	夜間対応型訪問介護 介	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行う	-	1
	認知症対応型通所介護 介 予	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する	571	61
	地域密着型通所介護 介	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを行う	6,670	386
	小規模多機能型居宅介護 介 予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する	2,441	126
居住系	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) 介 予	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊により介護や医療・看護のケアを行う	503	24
	認知症対応型共同生活介護 介 予	設置した住宅において、従業員が介護しながら認知症高齢者の共同生活の支援を行う	5,566	392
	地域密着型特定施設入居者生活介護 介	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等特定施設において、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う	347	15
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う	1,019	45
	その他	居宅介護支援 介	介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプランの作成や、介護(予防)サービス等の給付管理を行う	49,394
その他	介護予防支援 予			60

(注)1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、令和5年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和5年4月1日現在の県指定数

【介護予防・日常生活支援総合事業】

訪問型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、訪問サービスにより提供する	-	501
通所型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、通所サービスにより提供する	-	774

※ 指定数は医療機関のみなしを除く

6

サービス種別第1号被保険者1人当たり給付月額(介護給付と予防給付の合計)
(本県を100%とした場合の鹿児島圏域の割合)

(単位:円)

	サービス種類	鹿児島圏域	県	圏域毎の割合
居宅	訪問介護	1235	1,110	111.3%
	訪問入浴介護	58	48	120.2%
	訪問看護	525	444	118.2%
	訪問リハビリテーション	305	185	165.4%
	居宅療養管理指導	340	188	180.4%
	通所介護	2185	2,193	99.6%
	通所リハビリテーション	1931	1,909	101.2%
	短期入所生活介護	440	566	77.8%
	短期入所療養介護	88	130	67.6%
	福祉用具貸与	770	744	103.5%
	特定福祉用具販売	36	32	111.1%
	住宅改修	96	85	113.8%
	特定施設入居者生活介護	621	632	98.3%
	居宅介護(介護予防)支援	1200	1,128	106.4%
地域密着型	地域密着型介護老人福祉施設	7906	6,147	128.6%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	457	267	171.1%
	夜間対応型訪問介護	0	0	#DIV/0!
	認知症対応型通所介護	178	152	116.7%
	小規模多機能型居宅介護	633	861	73.5%
	認知症対応型共同生活介護	3044	2,720	111.9%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	79	138	57.5%
	看護小規模多機能型居宅介護	245	163	150.1%
施設	地域密着型通所介護	1629	1,280	127.3%
	介護老人福祉施設	3899	4,778	81.6%
	介護老人保健施設	2466	3,253	75.8%
	介護医療院	486	671	72.4%
	介護療養型医療施設	56	106	52.5%

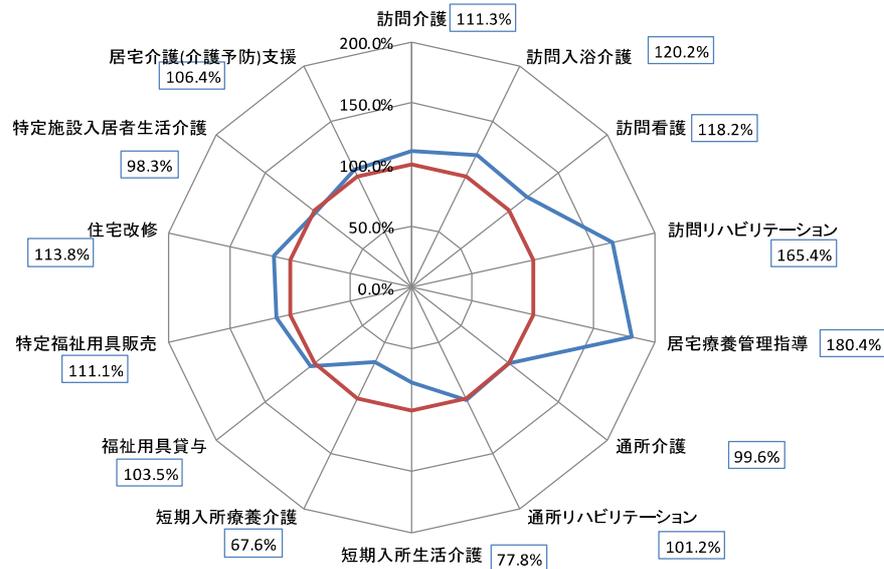
(注) 令和3年3月～令和4年2月サービス分(令和3年度年報)

[介護保険事業状況報告]

7

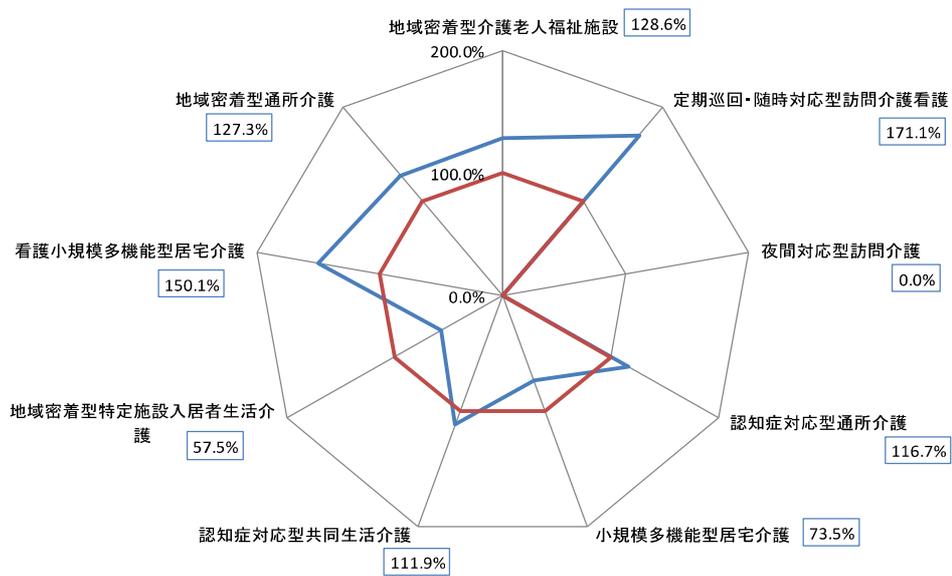
サービス種別第1号被保険者1人当たり支給月額(介護給付と予防給付の合計)
(本県を100%とした場合の鹿児島圏域の割合)

○ 居宅サービス



8

○ 地域密着型サービス



○ 施設サービス

